

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成三十年三月六日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	岩崎宏
埼玉県監査委員	石井平夫

第1 監査結果に関する報告

1 定期監査分

(1) 監査の対象事務

平成28年度・平成29年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 236機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、川口県税事務所、飯能県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター、南児童相談所、埼玉学園
保健医療部	朝霞保健所、草加保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、坂戸保健所、幸手保健所、熊谷保健所、秩父保健所、衛生研究所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	中央高等技術専門校、川口高等技術専門校、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、春日部農林振興センター、農業技術研究センター、川越家畜保健衛生所、秩父高原牧場、水産研究所、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、秩父県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、熊谷建築安全センター、宮繕

	工事事務所
企業局	大久保浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、水質管理センター、水道整備事務所
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	南部教育事務所、西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、熊谷図書館、歴史と民俗の博物館、近代美術館、自然の博物館、大滝げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橋高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮東高等学校、小鹿野高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、春日部高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川越工業高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、幸手桜高等学校、狭山清陵高等学校、志木高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父農工科学高等学校、所沢中央高等学校、戸田翔陽高等学校、滑川総合高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、鳩山高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、本庄高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、三郷高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、入間わかくさ高等特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、川口特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代

	特別支援学校
警察本部	警察学校、浦和警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、蕨警察署、武南警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、川越警察署、飯能警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署

(3) 監査実施日

平成29年10月21日～平成29年12月21日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合规性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

2 特定事務監査分

(1) 監査の対象事務

テーマ 「高齢者の活躍支援について」

ア 監査の視点

「5か年計画」に位置付けられた「シニアの活躍推進」の中で掲げている取組を参考に、「就労につなげる」取組、「健康長寿につなげる」取組、「地域活動への参加」の取組を監査の対象とした。

監査に当たっては、それぞれの取組の効果と波及という視点で監査を実施した。

また、シニアの活躍推進のための取組をきっかけとして、その効果を幅広い世代に波及できないかという視点でも監査を実施した。

イ 監査対象機関 3機関

所管部局	監査対象機関
県民生活部	共助社会づくり課
保健医療部	健康長寿課
産業労働部	シニア活躍推進課

ウ 監査実施日

平成30年1月22日

(2) 監査の実施方針

テーマを定めた特定の事務の執行について、効率的かつ効果的に行われているかを検証

3 監査の結果

(1) 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 注意事項

機関・職制名		監査の結果
県土整備部	総合治水事務所	平成28年度の「河川維持修繕工事(樹木伐採)」等、及び平成29年度の「河川維持修繕工事(図面・数量修正業務)」等について、執行予定額が50万円にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。
教育局	秩父特別支援学校	印刷機等6点の備品について、不用決定等必要な手続きをとらず廃棄処分を行ったことは不適切であった。
警察本部	吉川警察署	平成28年度の「空調用自動制御装置保守業務委託」について、次の点で不適切であった。 1 契約書に記載された上半期分、下半期分の委託料の支払額が、それぞれの期間に実施する業務の積算額と一致していなかった。 2 委託料の支払において、完了した業務の積算額を確認せずに、契約書どおりの支払を行った。